広報紀の川有料広告掲載取扱基準

平成２９年４月１日

（趣旨）

第１条　この基準は、紀の川市広告事業実施要綱（平成１９年紀の川市告示第５号。以下「要綱」という。）及び紀の川市広告事業実施基準に基づき、広報紀の川（以下「広報紙」という。）への有料広告（以下「広告」という。）掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（広告の寸法、掲載位置等）

第２条　広告の寸法及び掲載位置は次に掲げるとおりとする。

（１）広告の寸法は、１件当たり縦４５ミリメートル、横８９ミリメートルとする。また２件（スペース）を１広告とする場合の広告寸法を、縦４５ミリメートル、横１８２ミリメートル又は、縦９７ミリメートル、横８９ミリメートルとし、４件（スペース）を１広告とする場合の広告寸法を縦９７ミリメートル、横１８２ミリメートルとする。

（２）広告の掲載位置は、暮らしの情報の左ページの下２段とし、広告数を１ページにつき４件（スペース）を最大数とし、合計８件（スペース）を１月の最大数とする。

（３）市長が必要と認めた場合は、１ページに隣り合う２件（スペース）又は４件（スペース）を１広告として掲載できるものとする。

（４）申込みのあったそれぞれの広告の掲載位置は、広報紙制作担当課で決定する。

（広告掲載希望者の募集）

第３条　広報紙及びホームページ等により、広告の掲載希望者を公募するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、法人等に対し広告掲載の案内をすることができる。

（広告掲載の申込み）

第４条　広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、紀の川市有料広告掲載申込書（様式第１号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の２月前の２５日までに、市長に提出しなければならない。

２　広告の申込みは、１月につき１件とする。ただし、同一広告原稿において、連続する複数月の申込みをすることができる。

３　連続する複数月の掲載を申込む場合は、１２月を越えてすることができない。

（広告掲載の決定）

第５条　市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

２　市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申請者に紀の川市有料広告掲載決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（掲載の優先順位）

第６条　掲載の優先順位は、以下のとおりとする。

（１）既に掲載決定済みの広告

（２）紀の川市内に事業所（本店・支店・営業所を含む。）がある法人

（３）掲載件数（２件（スペース）を１広告の場合は２件とする）の多い順とし、掲載件数が同一の場合は、連続月掲載数の多い順とし、それでも同一の場合は、抽選により決定する。

（広告掲載料）

第７条　広告掲載料は、１月１件当たり２０，０００円とする。

（広告掲載料の割引）

第８条　広告掲載料は、一の申込みで３件（スペース）から５件（スペース）の申込みの場合は、１件当たり１６，０００円とし、６件（スペース）以上の申込みの場合は、１件（スペース）当たり１４，０００円とする。

（広告掲載料の納入）

第９条　広告掲載料は、掲載の決定後、掲載前月の１０日までに全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の還付）

第１０条　既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、市長は、申請者の責めによらない事由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を負わないものとする。

（申請者の責任等）

第１１条　広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

２　広告原稿等の作成経費は、申請者の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第１２条　市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

（１）指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合

（２）広告主又は広告内容が不適当と判断した場合

（３）広報紙の編集・発行上支障がある場合

附　則

この基準は、平成１９年２月１日から施行する。

附　則（平成２０年４月１日）

この基準は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月２６日）

この基準は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月１３日）

この基準は、平成２９年４月１日から施行する。